

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関係府省庁
経済産業省	1110110	八戸市民エネルギー会社によるマイクログリッド事業化促進計画	新エネルギー事業者支援対策費補助金交付要綱	新エネ法に基づき認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者に対し、事業費の一部を補助。補助対象事業費には、新エネルギー導入事業に必要な機械装置等の設計費、設備費、工事費等が含まれている。	A	マイクログリッドの事業化を進めるに当たっては、需要サイドの情報を定量的に把握し、システム設計を入念に行った上で、事業性の評価を行うことが必要であると考えられることから、地域新エネルギービジョン策定等事業の補助対象として新たに「地域創発型需給一体ビジネス等事業化可能性調査」を創設・増額要求し、マイクログリッドによる地域を挙げた新エネルギー導入の事業化フィージビリティスタディ調査に対する支援を強化する予定である。	(項)エネルギー需給構造高度化対策費(目)地域エネルギー開発利用等促進対策費補助金(目細)地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金	1,401,333		地域新エネルギービジョン策定等事業の補助対象として新たに「地域創発型需給一体ビジネス等事業化可能性調査」を設け、マイクログリッドによる地域を挙げた新エネルギー導入の事業化フィージビリティスタディ調査に対する支援を強化することとした。	(項)エネルギー需給構造高度化対策費(目)地域エネルギー開発利用等促進対策費補助金(目細)地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金	1,704,000	1304	13042010	青森県	八戸市民エネルギー事業化協議会	八戸市民エネルギー会社によるマイクログリッド事業化促進計画	経済産業省
経済産業省	1110060	関係市町村が連携して取り組む地域再生計画		産業再配置促進費補助金については、18年度要求はせず廃止。一方、複数市町村が連携して取り組む産業施設の集約化・合理化等について支援する補助制度を18年度に要求。 一方、平成17年度からは、多くの中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的・広域的な連携等を図るハード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。	B-2	1. 平成18年度に要求している複数市町村連携型の施設集約化等のための予算等については、ご提案も踏まえ前向きに検討してまいりたい。 2. なお、中心市街地関連予算については、現在、審議会等多方面で法律の見直しも含めた議論が行われているところであり、これらの議論を踏まえながら検討してまいりたい。	産業再配置促進費補助金(項)中小企業対策費(目)中小企業経営支援等対策費補助金(目細)戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(目細)戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金(目)中小企業経営支援等対策費補助金(目細)中小商業活性化支援事業(目)少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備費補助金		広域市町村が連携して自律的な経済発展へ向けた取組を行えるよう、広域市町村が行う産業施設の集約化等に対する支援を実施する。	(項)地域活性化対策費(目)新事業支援施設整備費補助金	440,000	1198	11982010	長野県以下42都道府県	全国工業再配置促進連絡協議会	関係市町村が連携して取り組む地域再生計画	厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省	
経済産業省	1110040	みんなで進める中心市街地ワクワク夢再生構想		中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は、同法第6条の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。 平成17年度からは、多くの中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的・広域的な連携等を図るハード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。 なお、三位一体改革により中心市街地活性化関連支援策のうち、「商業・サービス業集積関連施設整備事業」については平成16年度をもって廃止し、「中心市街地活性化総合支援事業」については平成17年度をもって廃止することとなっている。	C	現状の中心市街地関連の補助制度は、様々な政策目的の下で実施されており、ご提案のようにこれらを一本の交付金にすることは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 今後とも、中心市街地活性化に向け、できる限り効果的・効率的な施策展開が図られるよう、各省庁とも連携して「選択と集中」により補助金を交付する仕組みについて検討してまいりたい。	(項)中小企業対策費(目)中小企業経営支援等対策費補助金(目細)戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(目細)戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金(目細)中小商業活性化支援補助金(項)中小企業対策費(目)少子高齢化対応中小商業活性化施設整備費補助金(項)独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費(目)独立行政法人中小企業基盤整備機構一般助成運営費交付金					1104	11042010	愛媛県	愛媛県新居浜市、株式会社まち協ネットワーク	みんなで進める中心市街地ワクワク夢再生構想	経済産業省 国土交通省 総務省 農林水産省 厚生労働省 文部科学省	
経済産業省	1110070	地域再生基盤強化交付金の拡充(ソフト版まちづくり交付金の創設)		中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は、同法第6条の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。 平成17年度からは、多くの中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的・広域的な連携等を図るハード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。	C	現状の中心市街地関連の補助制度は、様々な政策目的の下で実施されており、ご提案のようにこれらを一本の交付金にすることは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 今後とも、中心市街地活性化に向け、できる限り効果的・効率的な施策展開が図られるよう、各省庁とも連携して「選択と集中」により補助金を交付する仕組みについて検討してまいりたい。	(項)中小企業対策費(目)中小企業経営支援等対策費補助金(目細)戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(目細)戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金(目)中小企業経営支援等対策費補助金(目細)中小商業活性化支援補助金					1211	12112010	滋賀県	浜大津観光協会	浜大津・ウォーク・フロント再生プロジェクト	経済産業省 国土交通省 文部科学省	
経済産業省	1110080	地域再生基盤強化交付金の拡充(ハード版中心市街地活性化及び観光交流空間創生)		中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は、同法第6条の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。 平成17年度からは、多くの中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的・広域的な連携等を図るハード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。	C	現状の中心市街地関連の補助制度は、様々な政策目的の下で実施されており、ご提案のようにこれらを一本の交付金にすることは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 今後とも、中心市街地活性化に向け、できる限り効果的・効率的な施策展開が図られるよう、各省庁とも連携して「選択と集中」により補助金を交付する仕組みについて検討してまいりたい。	(項)中小企業対策費(目)中小企業経営支援等対策費補助金(目細)戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(目細)戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金					1211	12112020	滋賀県	浜大津観光協会	浜大津・ウォーク・フロント再生プロジェクト	経済産業省 国土交通省 文部科学省 環境省	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関係府省庁		
経済産業省	1110100	協働・多機能・多層化によるインテリジェントシティ構想		<p>中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は、同法第6条の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。</p> <p>平成17年度からは、多くの中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的・広域的な連携等を図るハード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。</p> <p>なお、三位一体改革により中心市街地活性化関連支援策のうち、「商業・サービス業集積関連施設整備事業」については平成16年度をもって廃止し、「中心市街地活性化総合支援事業」については平成17年度をもって廃止することとなっている。</p> <p>「リノベーション補助金」は、商店街振興組合等が、中心市街地活性化法等の認定を受けた事業計画に基づき、アーケード、カラー舗装等の商業基盤施設や商店街のテナントミックス等に資する店舗等を整備する事業に対して、地方自治体と協働しつつ補助するもの。</p> <p>現在、中心市街地活性化法第20条に基づく中小小売商業高度化事業計画の認定にあたっては、同計画に盛り込まれる事業の実施と国庫補助金等の要望とが密接に関連するため、経済産業大臣が行っている。なお、具体的な認定基準等については、「中心市街地活性化法第20条の規定に基づく中小小売商業高度化事業計画の認定の基準及び同事務処理要領平成15年6月17日最終改正」に規定されている。</p>	C D	<p>現状の中心市街地関連補助制度は、様々な政策目的の下で実施されており、これらを一本化した交付金制度にすることは、一部の政策目的が達成されない恐れが生じるため適当ではない。今後とも、より効果的かつ効率的な施策展開を行うよう、各省庁との連携を強化して「選択と集中」により補助金を交付する仕組みを検討してまいりたい。</p> <p>各省庁が全国に散在する数多の計画を一件ずつ精査し、当該計画に対する支援の是非を個別に判断し、具体的な支援制度を提案することは、現在の執行体制上、不可能。補助事業の評価に当たっては、定量的な数値目標と安全安心性の向上、顧客満足度などの定性的な目標の双方を適度に組み合わせる等により行うことが望ましいと考えるため、定性的な目標のみで判断することは適当ではない。中小小売商業高度化事業計画については、現在まちづくり3法の見直しを審議会等多方面で検討しているところであり、法律の見直しを踏まえ、国としての役割を検討しているところ。中心市街地活性化法施行令の改正を行い、平成17年4月からは、「TMOによる主体」として、一定の要件を満たしたNPO法人を追加する措置を行ったところ。</p>	(項)中小企業対策費 (目)中小企業経営支援等対策費補助金 (目細)戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 (目)戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 (目)少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備費補助金 (目)中小企業経営支援等対策費補助金 (目細)中小商業活性化支援補助金(うち商業基盤施設等整備) (項)地域経済活性化対策費 (目)新事業支援施設整備費補助金								1296	12962010	東京都	株式会社まちづくり三鷹	協働・多機能・多層化によるインテリジェントシティ構想	経済産業省 国土交通省 総務省 厚生労働省 文部科学省 経済産業省
経済産業省	1110090	新世代型高齢者を中心とした生涯現役型社会の創出	<p>・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律</p> <p>・小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに日本商工会議所に対する基本方針</p> <p>・小規模事業者経営支援事業費補助金・小規模事業者対策推進事業費補助金交付要綱</p>	<p>企業等OB人材活用推進事業 新事業展開や経営革新等に取り組むために人材を必要としている中小企業・ベンチャー企業と、退職後も自らの知識・経験・ノウハウを活かしたいという意欲をもつ企業等OBとのマッチングを支援することにより、中小企業の抱える技術研究、製品開発、生産管理等の具体的な課題解決を図ることを目的とした事業である。</p> <p>創業人材育成事業 創業や新事業展開等を促進するため、全国の商工会・商工会議所において「創業塾」・「第二創業コース」を開催し、創業のための実践的な能力の修得や、新事業展開等に必要経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援している。</p> <p>全国統一演習研修事業 全国の商工会・商工会議所の経営指導員の資質向上を図るため、全国商工会連合会において、全国統一のカリキュラムによるインターネット上での能力開発システムを運営し、研修及び研修評価試験を実施している。</p> <p>商人塾 商店街振興組合等が行う経営ノウハウや店づくりを修得する座学講習事業、地域住民等と連携して行う店舗運営の見直し事業等の人材育成事業に対して補助をしている</p>	C	<p>現状の人材育成関連の補助制度等は、様々な政策目的の下で、実施されており、ご提案のようにこれらを一本の交付金にすることは一部の目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。</p> <p>ご提案において、例示のあった各事業の政策目的を達成するためには、全国商工会連合会及び商工会議所が有する中小企業支援のノウハウを活用することが最も効果的であるため、交付先の弾力化は困難である。</p>	(目)事業環境向上等委託費 (目細)人材活用等推進事業委託費 (項)中小企業対策費 (目)中小企業経営支援等対策費補助金 (目細)全国商工会連合会、日本商工会議所 (項)中小企業対策費 (目)中小企業経営革新等対策費補助金 (目細)中小企業創業・経営革新等支援補助金						1246	12462010	福岡県	福岡県北九州市	新世代型高齢者を中心とした生涯現役型社会の創出	厚生労働省 経済産業省		
経済産業省	1110050	補助金制度の改革			C	<p>IT関連施策に関するご提案については、地方自治体がIT関連施策に係る情報提供窓口の構築に際して、当省が実施しているIT関連施策に関する情報提供等の協力要請依頼があった場合には、出来る限り情報提供等協力を行って参りたい。但し、国庫補助金の申請窓口を地方自治体に移管することについては、地方分権の流れと逆行することから対応は困難であると考え。</p>							1117	11172010	広島県	個人	地域生活情報ネットワーク構想	総務省 経済産業省		
経済産業省	1110120	地域連携事業(複数地域の同時採択制度)の導入	<p>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律</p>	<p>中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は、同法第6条の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。</p>	D A	<p>複数地域で同様の事業を行う場合の同時採択に係るご提案については、当該事業が現行の補助金適正化法の執行の範囲内で可能なものであり、補助事業の採択条件に合致するものであれば、対応可能である。また、事業の採択に当たっては、個別の提案内容に応じて判断する必要がある。</p> <p>なお、地域活性化に効果のあった事業についてそのノウハウをまとめ、それを他の地域において普及させることは重要であると考えており、来年度の概算要求において成功ノウハウのマニュアル化を目指した調査研究を行うため予算要求を行う。</p>	(項)中心市街地商業等活性化対策費 (目)中心市街地商業等活性化支援業務委託費	499,477の内数	他地域の参考となる中心市街地活性化の先進的的手法等を他地域に普及(水平展開)するため、そのノウハウのマニュアル化を目指した調査研究を行うための予算を要求、政府予算案へ反映した。	(項)中心市街地商業等活性化対策費 (目)中心市街地商業等活性化支援業務委託費	488,836の内数	1317	13172010	東京都	早稲田商店会、早稲田いのちのまちづくり実行委員会	地域間交流と地域の拠点づくり事業	経済産業省 国土交通省 総務省 農林水産省 文部科学省 厚生労働省 内閣府			

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求額 (単位:千円)	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称 (項)(目)(目細)	予算額 (単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	制度の所管府省庁・関係府省庁
経済産業省	1110010	店舗集団化事業に伴う高度化資金の対象組合員数に係る要件緩和	中小小売商業振興法施行規則第9条第3項 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第20条の規定に基づく中小小売商業高度化事業計画の認定の基準及び同事務処理要領第8項 中心市街地店舗集団計画の認定基準	(独)中小企業基盤整備機構の無利子融資を受ける場合には、店舗集団化事業の場合、中小小売商業振興法又は中心市街地活性化法に定める高度化事業計画の認定を受けなければならない。事業協同組合が店舗集団化事業を行う場合の認定の基準として、組合員数に関しては、中小小売商業振興法施行規則第9条第3項に、原則として二十人、特別の事由がある場合には5人又は10人と規定されている。特別の事由としては、東京都の特別区の存する区域又は人口十万人以上の市の区域内に設置され、組合員又は所属員の三分の二以上が当該区域内において既に事業を行っているときには五人などの場合が挙げられている。(中心市街地活性化法に基づいたものについても同様。)	C	中小小売商業振興法に定める店舗集団化計画は、商店街の区域でない区域に新たに複数の中小小売業者が店舗を設置する場合を主として考えて、組合等の構成員を原則二十人としているものである。しかしながら、東京都特別区や人口10万人以上の一定規模の市のように、相当規模の商業集積を新たに図ることが用地の確保等により難しい場合などを配慮して、特別の場合として構成員数の緩和をしているものである。ただし、上記理由以外にも、高度化事業計画の認定を受けることができる特別の理由があることから、本提案に関するプロジェクトについても、事業内容を(独)中小企業基盤整備機構等とよく相談されたい。						1004	10042030	宮城県	日向商工会議所	ひゅうが市都心空間創出プロジェクト	経済産業省	
経済産業省	1110020	商業高度化資金融資対象項目の拡大	独立行政法人中小企業基盤整備機構法 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する細則	提案事項は、集積区域整備事業に係る提案であると思われるが、当該事業の概要は以下のとおりである。 <事業の実施主体> 商店街振興組合、事業協同組合等及びその組合員 <事業の内容> 商店街の街並み整備を図るために行う組合の共同施設(アーケード、カラー舗装、駐車場等)の整備と各組合員の店舗の改装・改築 <貸付対象> (1)組合等の共同施設(アーケード、カラー舗装等)の整備資金(土地、建物、構築物又は設備) (2)組合員の店舗の改装・改築資金(土地、建物に限る。)	C	集積区域(商店街)整備事業は、商店街振興組合(又は事業協同組合)とその組合員が、商店街の魅力の向上と来街者の利便性の向上等を図ることを目的として実施する街並みの整備事業である。高度化融資については、本事業の目的達成に必要な不可欠な組合の共同施設(アーケード、カラー舗装、駐車場等)の整備資金と各組合員が統一コンセプトのもとに実施する店舗の改装・改築のための資金を融資するものである。したがって、御提案にある個別企業の什器備品については、街並み整備と直接関係がないため貸付対象とすることはできない。						1004	10042040	宮城県	日向商工会議所	ひゅうが市都心空間創出プロジェクト	経済産業省	
経済産業省	1110030	NPO法人に対する資金調達制度の拡充	中小企業信用保険法第2条	中小企業信用保険法上、NPO(非営利法人)は信用保証の対象外としている。	C	NPOが中小企業と扱われていない現状において、信用保険の対象とすることは是非を検討するためには、NPOの活動実態や収益事業の状況、資金ニーズ等の実態を把握の上、中小企業振興の観点からの必要性を含め、総合的に検討する必要があるが、現状かかる情報が極めて不十分な状況にあることから、これらの整備状況を見つづ、慎重に検討する。						1017	10172010	秋田県	秋田県	あきた地域力活性化プラン	経済産業省	